

法人化促進講座

農業経営の法人化の判断《メリット・デメリット》

令和3年11月2日 オンライン研修にて

税理士 高浜 博美

1. 農業経営の法人化の判断

(1) 法人化の判断とメリット

① 法人化のメリット・デメリット

区分	項目	メリット	デメリット
人	従業員	社会保険・労働保険の適用	社会保険等のコスト増
	後継者	経営の継続性	廃業が個人と比較して困難
	取引先	法人の信用力	
物	農地集積	経営の継続性	解散が困難
	農地購入	現物出資	出資者負担
	農地承継		納税猶予の停止
金	制度融資	融資枠の拡大	過剰投資の危険性
	資金調達	投資育成(株)の利用	過剰投資の危険性
	補助金	共同でやる事業	意思決定の遅延
	社会保険	厚生年金の適用	会社負担分がある

	所得税	給与所得控除額の適用	法人住民税均等割の負担
	消費税	2期分が免税	事業譲渡に伴う負担
	法人税	準備金・肉用牛の特例	役員給与の所得税負担

② 個人と法人の実効税率の差

1) 個人課税の税率

課税所得金額	所得税	住民税	合計
195万円以下	5%	10%	15%
195万円超330万円以下	10%	(県民税4% +市町村民税6%)	20%
330万円超695万円以下	20%		30%
695万円超900万円以下	23%		33%
900万円超1,800万円以下	33%		43%
1,800万円超4,000万円以下	40%		50%
4,000万円超	45%		55%

2)法人課税の税率

年所得金額	法人税	地方法人税	事業税	地方法人特別税	県民税	市町村民税	実効税率
400万円以下	15%	法人税額× 10.3%	3.5%	事業税額× 3.7%	法人税額× 1.0%	法人税額× 6.0%	22%
400万円超800万円以下			5.3%				24.8%
800万円超			7.0%				36.8%

③ 代表者の給与所得控除による節税

1)法人：支払った分が全額損金になる。(役員賞与は損金不算入)

2)個人：総支給額（社会保険・税金控除前）－給与所得控除額＝課税対象金額

(2)法人化の注意点

① 社会保険料負担の増加

法人化することによって、社会保険料負担が増加する点に注意が必要

② みなし譲渡所得課税

法人に対して時価の2分の1未満の価額で譲渡した場合、売った個人について時価で譲渡したものとして譲渡所得が課税される。

これについて、法人は時価と譲渡対価との差額が受贈益として、法人税が課税される。

2. 集落営農の法人化

(1) 集落営農の法人化のメリット

- ① 任意組織の集団営農を従事分量配当制による農事組合法人として法人化すれば、任意組織と同様に基本的に赤字にならない運営が可能になる。
- ② 役員に対して、定期同額給与のほか従事分量配当を併給することが出来る。
- ③ 農業経営基盤強化準備金を活用することが出来る。 → 法人税の負担を軽減
- ④ 任意組合（民法上の組合）では、構成員個人の所得税として課税 → 法人化することによって負担しなくてよい。

(2) 消費税のメリット

① 集落営農法人における消費税の還付《麦・大豆などに転作した場合》

1) 収入 : 水田活用や畑作物の直接支払交付金（課税対象外）が大半を占める

2) 支出 : 農作物を作るために必要な支出が収入に満たない → 消費税が還付される

※資本金が1,000万円未満で設立した法人が、設立した年度から還付を受けたいときは、『消費税課税事業者選択届出書』を提出する必要がある。

② 消費税率引上げと軽減税率導入による集落営農法人のメリット

1) 売上 : 農作物(食料品)は8%≪軽減税率≫

2) 経費 : 食料品以外なので10% → よって、還付を受けることもある。

③ 消費税のインボイス制度の導入と集落営農法人の組織変更

1) インボイス制度

イ. インボイス制度とは・・・。

インボイス制度とは、適格請求書を作成し、保存して計算する方法をいう。

ロ. 適用時期 : 令和5年10月1日から

ハ. 適格請求書の記載内容 → 免税事業者は作成することが出来ない。

イ) 事業者登録番号

ロ) 取引年月日

ハ) 取引内容

ニ) 税率ごとの消費税額及び適用税率

ホ) 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

2) インボイス制度の導入による農事組合法人への影響

イ. 従事分量配当を支払う農家<<免税事業者>> → 仕入税額控除の対象外

※令和5年10月1日～令和8年9月30日 : 控除税額の80%

令和8年10月1日～令和11年9月30日 : 控除税額の50% は認められる。

ロ. 従事分量配当を受け取った農家 → 配当として受け取れば『事業所得』として課税

※給料として受け取れば、『給与所得』として課税 → 収入 = 課税対象 の金額ではない

3. 今日のまとめ

(1) その事業でいくら儲かっているかによって、個人事業のままでよいか法人にした方がよいか違ってくる。

(2) 代表者の給料について、個人事業のままであると必要経費にならないが、法人にすると必要経費になる。(役員については、計上の仕方によって必要経費にならない時もある。)

(3) 消費税の申告の仕方によっては、税金の還付を受けることが出来る。但し、届出書の提出期限に注意！！